

令和8年度おかやま元気な森づくり推進事業の定額単価等について (2－四半期)

1 除伐・間伐

機能強化型(標準単価)

(単位:円/ha)

区 分		請負施行	請負施行以外	消費税抜き
除伐(機能強化型)		214,000	195,000	194,000
間伐(機能強化型)	3～7齢級 選木なし	239,000	218,000	217,000
	8～12齢級 選木なし	240,000	219,000	218,000

(参考)定額単価計算例

定額単価(円/ha)＝標準単価×(1＋間接費率)×査定係数×補助率(円未満切捨)

・218,000円/ha(3～7齢級 選木なし・請負施行以外)×1.39×1.7×4/10＝206,053円/ha(円未満切捨)

2 森づくり作業道整備

区 分	補助基本額
作業道開設	2,000円/m
作業道の機能強化(補修・災害予防措置)	別途、積上げ積算とする
作業道の機能強化(路面排水施設計画(実施を伴うもの))	1,000円/箇所
作業道の点検	400円/m

3 搬出促進事業

(単位:円/ha)

区 分	補助基本額
スギ材の搬出促進	220,000

4 多様な森づくりの推進(標準単価)

(単位:円/ha)

区 分		請負施行	請負施行以外	消費税抜き
植栽		岡山県造林事業標準単価表による		
下刈り	単層林(全刈り)	208,000	189,000	189,000
	単層林(全刈り:年2回目)	179,000	162,000	162,000
	単層林(筋刈り)	67,000	61,000	61,000
	単層林(筋刈り:年2回目)	58,000	52,000	52,000
雪起こし	600本以上900本未満	42,000	38,000	38,000
	900～1,200本未満	63,000	58,000	57,000
	1,200～1,500本未満	84,000	77,000	76,000
	1,500～1,800本未満	105,000	97,000	95,000
	1,800～2,100本未満	126,000	116,000	114,000
	2,100～2,400本未満	147,000	136,000	133,000
	2,400～2,700本未満	168,000	155,000	152,000
	2,700～3,000本未満	189,000	175,000	171,000
	3,000本以上	210,000	194,000	190,000

枝打ち	枝打ち幅1m以上2m以下 (ただし、地上から1m以下を除く。)	(枝打ち本数)	1,200本以上	141,000	128,000	128,000
			1,400本以上	165,000	150,000	150,000
			1,600本以上	188,000	171,000	171,000
			1,800本以上	212,000	192,000	192,000
	枝打ち幅2m超～3m以下 (ただし、地上から1m以下を除く。)		1,200本以上	310,000	281,000	281,000
			1,400本以上	361,000	328,000	328,000
			1,600本以上	413,000	375,000	375,000
			1,800本以上	465,000	422,000	422,000

獣害対策 (設置)	獣害防止柵 (円／m)		網目10cm以下 耐雪支柱でない	2,360	2,290	2,140
			網目 5cm以下 耐雪支柱でない	2,570	2,500	2,330
			網目10cm以下 耐雪支柱	2,630	2,560	2,390
			網目 5cm以下 耐雪支柱	2,840	2,770	2,580
	食害防護資材 (円／本)	チューブ型	H = 1,400以上	1,200	1,170	1,090
			H = 1,700以上	1,730	1,700	1,570
		ネット型	H = 1,400以上	1,150	1,130	1,050
			H = 1,700以上	1,250	1,220	1,130

※1 獣害対策において、上記以外のものについては、別途、単価協議

(参考) 定額単価計算例

定額単価(円/ha) = 標準単価 × (1 + 間接費率) × 査定係数 × 補助率(円未満切捨)

・189,000円/ha(下刈り[単層林](全刈り)、請負施行以外) × 1.39 × 1.7 × 4/10 = 178,642円/ha(円未満切捨)

5 多様な森づくりの推進

(単位: 円/㎡)

区 分			補助基本額
獣害対策 (点検)	人力のみ(4回)		240
	人力3回、ドローン1回		220
	人力2回、ドローン2回		200
	人力1回、ドローン3回		180
	ドローンのみ(4回)		160
	点検強化	人力(追加1回当たり)	60
		ドローン(追加1回当たり)	40
獣害対策(改修)			2,000

6 ドローン資材運搬促進

区 分	補助基本額
ドローンによる資材運搬	別途、積上げ積算とする

7 デジタル申請推進

区 分	補助基本額
デジタル申請	国庫補助事業の標準経費 (非公共事業については補助対象経費)

(参考) 補助金額計算例

補助金額 = 事業量(ha) × 国庫補助事業の標準単価 × (1 + 国庫補助事業の間接費率) × 1/100(円未満切捨)

(非公共事業については、補助金額 = 補助対象経費 × 1/100(円未満切捨))

8 査定係数

区 分	査定係数
間伐・除伐(機能強化型)、植栽・下刈り・雪起こし・枝打ち	170

※単価協議の場合にも適用する

9 間接費率(現場監督費及び社会保険料等)

区 分	内 容	間接費率 (%)
間接費率	現場監督費 次のいずれかに該当する場合 ・林業事業体(森林組合も含む)が雇用労務により実施した受託事業又は請負施行、自己所有林を雇用労務により施行した場合 ・雇用労務がいない林業事業体(一人親方等)又は、法人格のない林業共同体の請負施行の場合は、指示書又は監督日誌があるもの	21
	(熱中症加算) 次のいずれかに該当する場合、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算することができる。(加算対象期間:7月1日～9月30日) ・事業実施期間が加算対象期間に全て含まれている場合 ・下刈りについては事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれている場合	1
	(技能士資格加算) 「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」(令和7年3月21日付け6林政経第365号経営課長・森林利用課長通知)に基づき、事業主体の技能者が3割以上在籍するとして、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、検査時において県で公表又は把握されていることを確認する。	1
	社会保険料等 ・施業を実施した林業事業体の社会保険料等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の証明書に応じて率を算出	0～18

(留意事項)

- ・実際に現場作業に従事した事業体で判断する。
- ・間接費率(熱中症加算、技能士資格加算を除く)の適用については、「間接費率の適用に係る証明書」(おかやま元気な森づくり推進事業実施要領別紙様式7号)の加算率によるものとする。
- ・受託事業又は請負施行は、必ず書面による契約があるものに限る。
- ・雇用労務とは、雇用契約書を交わし雇用されている者をいう。
- ・一人親方等とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする人をいう。
- ・林業共同体は、一人親方の集まりで共同で仕事を受注している任意団体をいう。

10 その他

請負施行、請負施行以外、消費税抜きについては、岡山県造林事業標準単価表の「造林事業標準単価適用にあたっての留意事項」に準ずるほか、下刈り、雪起こし、枝打ち、獣害対策(設置)については、同単価表の「留意事項」に準ずるものとする。

なお、前記「留意事項」10(4)ウ及び11(4)のただし書について、特段の理由により植栽本数を2,000本/ha以下とすることが困難な場合は、別途県民局森林企画課と協議すること。